

**令和5年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務  
委託仕様書**

**1 委託業務名**

令和5年度兵庫県地域創生戦略広報展開業務

**2 業務目的**

本県を取り巻く現状や目指すべき姿、地域創生に係る取組内容等を分かりやすくまとめたリーフレットの制作及びWEBコンテンツ等の各種広報媒体を複合的に活用した広報を実施する。

**3 事業期間**

委託契約締結の日から令和6年3月31日

**4 事業費**

金8,066,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

**5 業務内容**

**(1) リーフレットの企画・制作**

本県を取り巻く現状や目指すべき姿、兵庫県地域創生戦略に係る取組内容等を分かりやすくまとめたリーフレットを企画・制作すること。

**① 規格等**

- ・ サイズ : タブロイド判
- ・ ページ数 : 8ページ程度
- ・ 印刷部数 : 2万部

**② 掲載内容**

- ・ Z世代～30代前半に向けた兵庫県地域創生戦略の取り組みの紹介
- ・ 上記ターゲット層へ効果的に伝えるための企画・特集  
(各世代への関連施策、兵庫の未来像 など)
- ・ 本県が現在取り組んでいる施策の紹介・特集  
(兵庫県公式地域創生インスタグラム「love\_hyogo」、移住支援 など)
- ・ 本県が新たに取り組んでいる様々な施策の紹介・特集  
(ひょうごフィールドパビリオン、SDGs など)

**③ 納品**

- ・ 納品物 : タブロイド紙2万部  
再編集可能な成果物の電子データ (DVD-R等) 1部
- ・ 納品場所 : 兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課

**④ その他**

- ・ 兵庫県地域創生戦略の要点をまとめ、本県の推進する地域創生の取組や目指すべき姿を視覚化して、分かりやすく伝えること。

- ・ 単なる事業の説明ではなく、興味・関心をひく紙面企画・デザインを行い、見た人が読みたくなるようなリーフレットを制作すること。
- ・ イラストや写真等を用いて分かりやすく、オリジナリティのある内容とすること。
- ・ 兵庫県地域創生にゆかりのある漫画家等を起用したイラスト等にすること。
- ・ 提案をする際は、全体構成イメージを作成し、提示すること。
- ・ 取材写真撮影・イラスト制作にかかる費用・著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。
- ・ 制作するリーフレットへの広告掲載は認めない。

## (2) 広告紙面掲載・WEBコンテンツ等の広報展開

広告誌面やWEBコンテンツ等、多様な方法を活用し、広報を展開すること。

### ① 媒体

- ・ WEBや紙面掲載を基本とし、他に効果的な媒体がある場合は加えること。
- ・ 展開方法・期間等については提案書に記載すること。
- ・ 映像等の納品可能な広報物を制作する場合は、再編集可能なデータと合わせて、原本を納品すること。

### ② 掲載内容

- ・ 広報対象の年齢層を考慮して「わかりやすさ」、「興味・関心を引くデザイン」等について留意し、創意工夫を行うこと。
- ・ 特に、低年齢層向けにもふるさと意識の醸成や本県の魅力発信が可能な広報内容となるよう留意すること。

## 6 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに実施する業務の詳細について、兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始までに兵庫県に提出すること。
- (2) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- (3) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、令和6年4月5日（金）までに兵庫県に提出すること。
- (6) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任に、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。